

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和8年度地籍調査事業計画を以下のとおり定めましたので、同条第5項の規定により公表します。

1. 国土調査として指定された年月日

令和8年5月15日

2. 調査を行う者の名称

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、安堵町、三宅町、曽爾村、御杖村、高取町、上牧町、河合町、天川村、野迫川村、十津川村、川上村及び東吉野村

3. 調査地域

奈良市都祁吐山町、針町、二名二丁目、学園朝日町及び学園北二丁目の各一部の地域

大和高田市大字土庫の一部の地域

大和郡山市稗田町の一部の地域

天理市南六条町、山田町及び福住町の各一部の地域

橿原市南妙法寺町の一部の地域

桜井市三輪の一部の地域

五條市野原東六・七丁目、野原中六丁目、中町、大津町及び霊安寺町(向霊安寺)の各一部の地域

御所市伏見及び極楽寺の各一部の地域

生駒市東生駒三丁目及び東生駒四丁目の各一部の地域

香芝市高の一部の地域

葛城市寺口の一部の地域

宇陀市榛原篠楽の一部の地域

山辺郡山添村大字大西及び春日の各一部の地域

生駒郡安堵町大字窪田の一部の地域

磯城郡三宅町伴堂の一部の地域

宇陀郡曽爾村大字伊賀見、塩井及び葛の一部の地域

宇陀郡御杖村大字土屋原の一部の地域

高市郡高取町丹生谷の一部の地域

北葛城郡上牧町南上牧、中筋出作の各一部の地域

北葛城郡河合町佐味田の一部の地域

吉野郡天川村塩野の一部の地域

吉野郡野迫川村北股の一部の地域

吉野郡十津川村大字谷瀬、上野地及び折立の各一部の地域

吉野郡川上村大字白河渡及び西河の各一部の地域

吉野郡東吉野村中黒及び伊豆尾の一部の地域

4. 調査期間

令和8年4月7日から令和9年3月31日まで